

企業会計基準公開草案第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」
 企業会計基準適用指針公開草案第 14 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」
 に対するコメント

新日本監査法人
 公認会計士 目黒 幸二

1．費用認識ないし対価性の有無について（会計基準 27、31、32～38、42 項に関連して）

本会計基準の最大の論点であるストック・オプションに関する費用認識ないし対価性の有無については、原則としてこれを肯定し、例外的に対価性の推定を覆すだけの明確な反証がある場合には会計基準の適用がないとの考え方を示している。（かなり強い立場）

この点に関しては、基本的には賛成ではあるが、下記のような点も考慮すべきと考える。

現状では、ストック・オプションを報酬の一部として認識している場合は、高い報酬が出せない IT 関連等の未公開企業が中心であり、多くの公開企業では業績向上・モチベーション増進等を目指したインセンティブ制度として用いているものとする。また最近の買収事例の続発を受けて、今後買収防止対策の安定株主確保をも期待する企業も多くなってくるものと思われる。

こうした実態を踏まえると、労働の対価として位置付けられている企業は草案どおりの記載で良いとして、その他の企業に関してはインセンティブの対価として構成してはどうかと考える。労働関連のサービス（報酬）とするよりも抵抗感が少ないと考えられる。

こうした考え方は、すでに退職給付会計において「・・・給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があること・・・」（退職給付会計基準意見書四．3）より、未認識過去勤務債務を平均残存勤務期間内の一定年数で償却している実務が定着しており、説明として受入れやすいものと思われる。

勤労意欲が高まれば、今の現金報酬でもより高い労働サービスを楽しむことができる。この点で退職給付会計の考え方とストック・オプションの考え方は類似している。

2．ストック・オプションの失効について（会計基準 10、40、41、43、44、48～50 項、適用指針 21 項に関連して）

労働サービスの費用化が終了した後に、ストック・オプションが失効した場合には、結果的に会社が無償でサービスの提供（ただ働き）を受けたことになる。付与日から権利確定日までは費用を計上し、権利行使期間に入ってから失効により利益を計上することになると、全期間を通じて損益は 0 であるにも係らず、各期の損益のブレが生じる結果となる。損益操作の意図を含んでストック・オプションが利用される懸念が生じるものとする。こうした意図を極力排除するには、原則として各期において権利不行使の見積を合理的に行う必要があるものとする。この点に関して、会計基準 50 項でも権利不行使の見積を容認してはいるが、要件が厳しいため緩和する必要があると考える。

3．親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合について（適用指針 24、63～67 項に関連して）

親会社が自己株式オプションを子会社の従業員等に付与した場合について、子会社の従業員等に対する報酬として位置付けられる場合、報酬として位置付けられない場合、の2つの区分に分けて会計処理を示している。 に関しては、本来子会社が支払うべき報酬を親会社が自己株式オプションの形で付与したという理解ができるが、 に関しては、親会社で計上した費用の性格の説明がない。労働報酬的な構成ではなく、親会社を中心とした企業グループの価値を高めるために子会社の従業員等にもインセンティブを与えた、という理解ができると思うが、このような説明を加えることが実態にも合っており賛同を得やすいと思う。

4．適用開始前から存在するストックオプションについて（会計基準 66、67 に関連して）

会計基準の適用前にすでに存在するストックオプションについては、会計基準の対象とせず、条件変更が行われた場合のみ公正な評価額の増額部分の配分計算が行われる。

新たな会計基準の適用に際しては、金融商品、税効果、退職給付、固定資産の減損等の会計基準等は、過去から存在しているものも含めて全面的に適用されている。

ストックオプションに関して、過去の分は対象とならず適用後の付与分から会計処理の対象となるとすると、過去分に関していわば簿外の「新株予約権」が存在することになる。財務諸表の注記等で潜在的な株式の概要は把握できるとしても、同じ内容のストックオプションが適用前と適用後に付与されている場合には、片方はオンバランス、片方はオフバランスとなる変則的な形となる。

こうした対応となった背景としては、下記のようにいくつか考えられる。

現時点で有効なストックオプションについて、公正な評価額等を算定することが事務的に大変である。退職給付会計の導入時でも大変であったが、それとの均衡がとれない。

過去のサービス消費（株式報酬費用）を前期損益修正で計上するとなると、損益への影響が大きい会社がある。新興市場の上場会社等が該当する。

適用までの時間的余裕がなく、算定等の事務処理準備や損益見直し等が間に合わない。

本来、現在も有効なストックオプションがある以上は、それらも含めて適用されるべきである会計基準の適用範囲を新規のものだけに限定するからには、上記のような背景があるのであればその点に関しても明示すべきではないか。

以 上